

【NEWS RELEASE】

2026 年 8 月 31 日

各 位

S M B C コンシューマーファイナンス株式会社

令和 8 年熊本地震により被害を受けられたお客さまへの支援対応について

この度の令和 8 年熊本地震により被害を受けられた皆さま、ならびにそのご家族・関係者の皆さまには、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

S M B C コンシューマーファイナンス株式会社（以下、当社）は、令和 8 年熊本地震により被害を受けられたお客さまの生活再建を支援するため、「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を踏まえ、下記のとおり各種対応を実施いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 「収入証明書類」の提出期間の緩和

貸金業法により、当社を含めた貸金業者から一定額以上のお借入れがあるお客さま、もしくは収入証明書類を提出いただき一定期間経過したお客さまには、通常「2 ヶ月以内」に収入証明書類をご提出いただいておりますが、被災者のお客さまにおいては、収入証明書類の取得・提出が困難な場合が想定されることから、提出期間を「6 ヶ月以内」に緩和いたします。

【実施期間】 2026 年 8 月 28 日～2027 年 1 月 31 日

2. 「個人事業主のお客さま向け貸付」における契約手続きの緩和

個人事業主のお客さま向け商品「自営者カードローン」につきましては、通常、お客さまの「事業計画・収支計画・資金計画」を確認のうえ審査を行っておりますが、被災されたお客さまにおいて、これらの計画の策定・提出が困難な場合には、現状の確認等による手続きといたします。

【実施期間】 2026 年 9 月 7 日～2027 年 1 月 31 日

3. 「応援融資」の取扱い開始

被災されたお客さまの生活再建を支援するため、一定期間無利息でご利用いただける「応援融資」の取扱いを開始いたします。本融資は、貸金業法の趣旨を踏まえ、被災されたお客さまの生活不安の軽減に資することを目的として実施するものです。

【実施期間】 2026 年 9 月 7 日～2027 年 1 月 31 日

■応援融資の概要

商品名	応援融資
対象のお客さま	以下のすべてを満たすお客さま（既存のお客さまもお申込可能） ・令和8年熊本地震にかかる「罹災証明書」の提出が可能な方 ・ご利用目的が「被災した生活再建」である方 ・満20歳以上で定期的な収入と返済能力を有し、当社基準を満たす方
必要資料	・本人確認書類 ・罹災証明書
契約方法	電話（審査後、郵送により契約手続き）
商品限度額	10万円
貸付利率	実質年率4.50% ※貸付後1年間は無利息でご利用いただけます
返済期間	・貸付後1年間：3ヶ月に1回、各月末日にご返済 ・貸付後1年経過後：毎月1回、月末日にご返済
担保・保証	不要

※他の貸金業者からのお借入れを含め、総量規制の範囲内（ご年収の3分の1）での審査となります。

※ご契約時のお借入れ後は、追加のお借入れはできず、ご返済のみとなります。

※1年以内に完済いただいた場合、無利息でご利用いただけます。

■既存のお客さまへの対応について

既存のお客さまにつきましても、個々の被災状況等を踏まえながら、返済期間の見直しや返済計画に関するご相談等、柔軟に対応してまいります。

当社は、今後も被災地域の状況を踏まえながら、お客さまに寄り添った支援に取り組んでまいります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

SMB C コンシューマーファイナンス 広報室 : 03-6887-1274